

2021 年 5 月 27 日開催

理 事 会 議 事 録

日 時 2021 年 5 月 27 日
場 所 学校法人 東京国際フランス学園（リモート会議）

理事定数 12 名

出席理事 8 名

ーオリヴィエ・ブロシェ（仏在外教育庁長官）
ーステファン・マルタン（仏大使館文化参事官）
ージル・アルモスニノ（仏在外教育庁アジア圏代表）
ーローラン・ヴァインベルグ（法人事務局長、学校長）
ークロード・ウレン（法人総務部長、総務・経理部長）
ールネ・カラズ（保護者代表）
ーピエールフランソワ・ヴィルキャン（保護者代表）
ーグザビエ・ダロ（教職員代表）

欠席理事 4 名

ーフィリップ・セトン（駐日フランス大使 マルタン氏に委任）
ーカトリーヌ・ウンサモン（仏大使館文化副参事官 マルタン氏に投票権を委譲）
ーマリーエレーヌ・テルニ（仏大使館領事 ヴァインベルグ氏に投票権を委譲）
ーアルメル・カイエール（仏商工会議所会頭）

出席監事 1 名
ーウイリアム・ファーブル

欠席監事 1 名
ー谷 真人（オンライン不具合のため不参加）

出席オブザーバー

ージャンパティスト・ルセック（仏大使館公使）
ーマリー・ドイャンベール（中・高等科校長）
ージル・サンセバスチャン（幼児・初等科校長）
ーピエールアンリ・ハントソン（教職員）
ーマクサンス・ロバン（仏大使館フランス語交流担当）
ーティエリー・コンシニー（在日フランス人選挙区選出議員）
ーエヴリーヌ・ダヴネ - 犬塚（在日フランス人選挙区選出議員）
ーフランソワ・ルーセル（在日フランス人選挙区選出議員）

役員の確認及び本日の定足数の確認後、議長の仏在外教育庁長官オリヴィエ・ブロシェ氏が 17 時 40 分開会を宣言。

書記としてドイャンベール氏、副書記としてヴィルキャン氏が選任される。

初めに、仏在外教育庁管轄フランス学校全体の感染状況について仏在外教育庁長官より説明がある。世界の複数の地域で感染が再拡大したことにより、多くの学校で状況の悪化が見られたことを強調。現時点で 40%の学校のみが対面授業を実施しており、閉校している学校

には 2020 年 3 月から少なくとも 2021 年の 9 月まで休校となっている学校も見受けられる。強制的な休校や自宅隔離もなく、感染者数も限定的であるといった、他校と比べ縛りの少ない東京の状況を喜ばしく思うと述べる。

東京のリセについては、全員の真面目な取り組みのおかげで、生徒のために可能な限り通常に近い状態を維持しつつ、コロナ感染症の影響を抑えることができたと称賛（陽性者の合計は生徒 15 名、教職員 7 名）。

一方、来年度の生徒数に関しては、慎重にならざるを得ないとはいえ、明るい見通しがたっていると述べる。すなわち 2021 年新学期の生徒数は現時点で 1513 名（+5%）と見込まれている。

また仏大使館公使ルセック氏は、陽性者発生の際の率直で素早い運営管理、また対面授業の維持など、学園経営陣が今年の試練をうまく乗り越えたことを高く評価すると大使館を代表して述べる。またこれを可能にした経営陣、教員、職員、保護者全員に賛辞を贈る。不動産計画については、継続して学校の発展を支えていくと言及する。

ステファン・マルタン文化参事官は、リセ及び校長の決断力と有能さを称賛し、本理事会が校長にとって最後の理事会であることに言及する。

仏在外教育庁長官も同様に校長・経営陣・教員・職員へ深い謝意を示す。

1. 本日の議題の承認

本日の議題は全会一致で承認される（投票者 10 名）。

2. 前理事会（2021 年 2 月 15 日）議事録の承認

議事録の修正要請はない。

反対：0 棄権：0

議事録は全会一致で承認される（投票者 10 名）。

3. 理事の変更

6 ヶ月間日本を離れていたルネ・カラズ氏が日本に戻り、再びリセ家族の会の代表を務めることになったため、現保護者代表のエリック・アラン氏は本日付で理事職を退任し、ルネ・カラズ氏が同日新たに保護者代表理事に就任する。

ローラン・ヴァインベルグ校長兼法人事務局長は、2021 年 8 月 31 日で任務終了となり、2021 年 9 月 1 日より、アンヌロール・カンペル氏が同職を引き継ぐことになる。校長はすでに後任者と連絡を取っており、経営陣と共に、業務の引継ぎがスムーズにまた継続的な観点から行われるよう環境を整えたと述べる。

仏在外教育庁長官が新保護者代表の理事就任を歓迎する。また新校長に関しては、非常に経験豊かな人物であり、日本就任の前に会うことになっていると説明。またカンペル氏は 7 月初旬にパリで予定されている仏在外教育庁派遣者セミナーに出席する予定であると述べる。

またローラン・ヴァインベルグ校長にも、仏在外教育庁、特にアジア圏代表のアルモスニノ氏と信頼関係を築き、困難で複雑な状況で任務を果たしたことに感謝の意を示すとともに、予定よりも早い辞任への遺憾を表明する。

4. 不動産計画

4a 法人理事長が、北区役所との旧滝野川第六小学校校舎売買契約書及び跡地の定期借地権契約書に署名することを承認する件について — 2021 年 4 月に本校が取り組んだアスベスト調査に関する報告を受けて、再度決議を実施

当初確認されていたよりも、アスベストが多く存在したことが3月に発覚したが、それ以降の展開を校長が説明する。緊急招集された入札委員会（その他の会議については別紙参照）の意見と、大使館の得難い支持を受け、リセは北区に対し契約の署名の延期を申し出た。この延期は、2ヶ月間の校舎の維持費（900,000 円を限度として）の支払い約束と引き換えに北区の同意を得た。本校はこの期間、アスベスト調査を実施したが、結論は安堵できるものであった。

- レベル1のアスベストは、今までにわかっている以上のものはなかった。またこの除去はすでに予定が組まれ、予算建ても行われている（日本の法規制によると、レベル1のアスベスト含有建材は必ず除去されなくてはならない）。
- レベル2のアスベストは存在しなかった。
- レベル3のアスベストは、すでにわかっているものより若干多かったが、日本の法規制では建材の状態がよければ、除去する必要がないとされている。建材のいくつかは除去されるが、アスベストが残留するものについては、囲い込み工法によってこれを封じ込めることになる。外壁の塗装の下塗りに含まれているアスベストは除去される予定である。日本の法規にしたがって、校舎のアスベストの状況については毎年検査が実施されることになる。

入札委員会では、アスベスト除去作業を監督するにあたり、専門業者に受託することが決められた。この作業には追加費用がかかるが、計画の実施に影響を与えるものではない。

仏在外教育庁長官は、2月15日の理事会で採決した契約署名の承認を有効とするよう提案する。理事会は異論がないことを表明。長官は仏大使への委任状を作成した。

4b 法人理事長が、大林組との旧滝野川第六小学校の改修工事契約書に署名することを承認する件について

校長は、最終的な工事費見積額は当初の予定より高額となったと説明。改修工事の費用総額を示した一覧表が理事メンバーに配布された（別紙添付）。2020年6月にプロジェクトマネージャーが作成した見積額は、旧滝野川第六小学校を実際に見学して作ることができず、またアスベストのレベルについても当時見積もられてはいたが、正確に計測はされていなかった。費用の増加が明らかとなり、総額8億3000万円（税込）から11億円（税込）へと変更された。これは以下の三つの理由による。

- アスベスト除去作業費は、2月に大林組が作成した最初の見積書ですでに修正されていた。その後アスベスト調査を経て、4月に再度見積額が修正された。
- 情報処理機器及び電話関連の費用の計上：これらの費用の見積もりは、新校舎に移る学年が決まらないうちは正確な見積もりができなかった。
- 大林組の工事最終費用見積額：校長によれば、交渉はかなり厳しいものであった。

これらの支出は、2年の予算年度にわたって配分されることになる。クロード・ウレン総務・経理部長がこの配分方法について説明する。総費用の64%、すなわち7億円は2021-2022年度の予算に組み込まれる。そうすると年度末には、自立可能運営日数100日分に当たる運営資金が残ることになる。残りの36%に当たる4億円は、2022-2023年度予算に計上される。この年の年度末の運営資金の状況は、2021-2022年度の予算執行状況によって決まってくる。

仏在外教育庁長官が理事会メンバーに指摘すべき点があるかどうか尋ねるが特にないため、この件に関しては配布された準備書面等により質疑に答えることができた結論付ける。

厳しい交渉を経て、最終的に大林組の見積明細額は最高9億200万円（税込）となった。校長は、実際はこの額をわずかに下回るはずであった（8億9800万円）と説明する。というのもこれにはアスベスト除去作業（他の二つの業者が担当する）の費用が含まれているためである。また大林組の請求額以外に、プロジェクト進行中に起こり得る予定外の支出に備えて5700万円が予算計上されていると説明。特にこれは屋根付き運動場を後に建設することに備えたものである（現時点では、建築基準法上、50㎡を超えた建築ができないため）。

在日フランス人選挙区選出議員ティエリー・コンシニー氏が、学費への影響があるかどうか尋ねる。総務・経理部長は、学費の値上げは適切でよく考えられたものとなり、影響は抑えられると説明する。

よって、支払限度額を9億200万円（税込）とする大林組との改修工事契約書に法人理事長が署名することを承認する件で、採決に移る。長官はこの採決について校長に委任する。

反対：0 棄権：0

全会一致で承認される（投票者10名）。

上記の見積金額以外に発生しうる追加費用（限度額税込5700万円）の使用を承認する件で、採決に移る。

反対：0 棄権：0

全会一致で承認される（途中、グザビエ・ダロ理事の参加があり、投票者が11名となる）。

校長は、本プロジェクトを管理し、北区や業者と関係調整にあたった本校管財課のグザビエ・ジョルジュの功績を讃える。仏在外教育庁長官もこれに賛同して謝意を述べる。

4c 別館校舎で実施される給食サービス等についての見通し（報告）

校長は、リセが別館校舎の給食を外部委託とする予定であると説明する。委託会社は給食調理、請求書作成、労働力を提供することになる。

今日の時点では報告のみとなるが、2021年度の理事会では、この委託会社との契約署名のため承認が求められる。日本にある給食提供者者ではこの会社のみが洋食の給食を提供していることが明らかとなった。他に接触した会社からは返答がないか、またはこちらの選択基準に合わなかった。総務・経理部長が付け加えて、この会社は数多くのインターナショナルスクールを顧客にもち、そのサービス内容は質が高いものであると説明する。食材調達に関する制限事項を遵守する件について在日フランス人選挙区選出議員ルーセル氏が質問する。総務・経理部長は、この会社はそれぞれの顧客の要請や制限事項に応じてくれる会社であると説明、よって本校の規定にも従うことができると述べる。

ルーセル氏は、なぜ給食を本校の給食職員に作らせないのかと尋ねる。校長はこれに答え、そのためには給食職員を増員しなくてはならず、人件費が増加するため学費への影響が出てくると説明する。加えて総務・経理部長は、給食提供は学校の役割ではなく、専門の会社へ委託するのがより適切であると述べる。

5 決算報告書の承認

クロード・ウレン総務・経理部長は、2020年度（2020年4月1日-2021年3月31日）のすべての部門を総合した収支結果が2400万円の黒字であったと発表する（本校の7つの予算部門を合わせた総予算）。

支出総額は、24億1900万円となり、収入総額は24億4300万円であった。

自立運営日数は増え、2021年3月31日時点で218日となっている。

総務・経理部長は各予算部門について詳細を述べていく。

これらのうち2部門は赤字となっている。一つは学校法人である。この部門は収入がないことから構造的に赤字となる部門であるが、本年度は為替差益のため赤字額は少なかった。もう一つの赤字となった部門はスクールバスであるが、これについては2月15日の理事会で説明したところである。

また2部門が黒字となっているが、1つは、ここ数年で初めて黒字となった給食部門である。とはいえこれは特に増加していた支出を抑えたことによる。もう一つの黒字は学校部門である。

最後に、試験部門と修学旅行部門であるが、本年度一切収支が発生しなかった。また課外活動部門も同様に収支均衡が保たれている。

人件費総額は、仏在外教育庁が推奨する運営資金の 60%を示している。
総務・経理部長は、監事 2 名とも本校の健全な財政状況を強調していたと付け加える。
本年度、本校に有利に働いた要素を次のように挙げる。

- 為替差益
- 公務員待遇教諭の現地手当の減少（仏在外教育庁の請求額が 12 万ユーロ以上減った）
- 当初の見積予算に計上されていなかった支援金：
仏在外教育庁の支援金は、コロナ感染症関連の資材購入や外国籍生徒への連帯基金支給に充てられた。東京都私学財団からも補助金として 1500 万円を受け取った。

また、本校の現金資産は健全で、フランス及び日本の学校口座には 19 億 7000 万円ほどが蓄えられている。

特に指摘点もなく、決算報告書の承認の採決に移る。

反対：0 棄権：0

決算報告書は全会一致で承認される（投票者 11 名）。

仏在外教育庁長官は、総務・経理部長に対し、様々な新規の需要に対処しなくてはならない時期にあつて、厳正な仕事が行われたことに感謝するとともに、この決算報告に満足を示す。

6. 修正予算の承認

総務・経理部長は、2 月に採決した見積予算は収入額を大きく見積もりすぎていたと説明する（1 カ月に相当する 1 億 5000 万円が誤って計上されていた）。よって予測赤字額は 2200 万円となっていたが、実際は収入額が 19 億 3000 万円から 17 億 7500 万円と減少するため、予測赤字額は 7000 万円となる。

下記に示した予算科目が赤字補填のため減額される。

- 旧滝野川第六小学校の諸契約が延期となったため支払いが発生しなかった校地賃貸料 2 ヶ月分（＝1500 万円）
- 公務員教諭現地手当が僅かに減少したことにより、仏在外教育庁へ支払う公務員教諭負担金が下方修正された（約 1000 万円）。
- 来年度の予測生徒数が当初予算案の 1475 名から 1513 名へと修正されたため、追加収入が見込まれる。

これらの点から、大きな不安なく今後の計画を立てていくことができる。

保護者代表理事の一人が、本年度は収支均衡がとれていたのに、なぜ 2021 年－2022 年度予算は赤字見込みなのかと尋ねる。ウレン氏はこれに答えて、予算建ては予測に基づくものであり、為替相場といった予測不可能な変動もあるため、あまり楽観的になってはいけないと述べる。

反対：0 棄権：0

修正予算は全会一致で承認される（投票者 11 名）。

7. 業務委託契約：労働契約書への移行のステップについて

クロード・ウレン総務・経理部長は、業務委託者（スクールバス添乗員及び課外活動指導者）の委託契約は法的に見ても不安定なものであると述べる。この点について状況改善を目ざし、検討グループ

がつくられ、アルバイトといったタイプの契約の導入が検討された。しかし、これも複雑であることが判明し、法務コンサルタントの意見が求められることになった。というのも、これらの契約タイプの職員に特化した就業規則の作成を始め、何名かは本校の異なる業務を複数担当していることから、いくつもの給与・社会保険掛金等のカテゴリー設定が必要になる可能性もあるからである。結局、検討作業が今後も行われていくことになった。

8. 東京国際フランス学園就業規則及び付属規程の変更（人事委員会で採決された修正事項の承認）

ここに挙げた修正事項は一年にわたる協議の結果である。すなわち6度の人事委員会（校長はその協議・検討作業の内容を称賛する）と、給与問題について4度のグループ検討会が行われた（人事委員会メンバー及び異なるカテゴリーの有志の現地雇用職員によって編成された）。これらの修正事項はすべて職員の利益となるものである。

a) 個々に支給される採用職員赴任手当

これまでは、たとえ夫婦等の両者が本校に採用されたとしても、一人分の手当のみが支給されていた。この措置に係る費用は、夫婦等二人で採用される職員の数によって決まる（2020年の新学期にこれが適用されていれば手当額は120万であった。2021年新学期の該当額は30万円と見積もられている）。

b) 養育手当の倍増

日本では学費の割引にかかる課税が大きいので、本手当額はごくわずかなものとなっている（今後は一人月額20000円）。子供が21歳になるまで支払われ、総額は年900万円となる。

c) 複数のグループ授業を担当する幼児・初等科教員手当

バイリンガルクラス担当教員手当が廃止となるため（このセクションは、幼児・初等科インターナショナルセクション新設により、今後消滅することになっている）、この手当を新たに設けることになった。この手当はより多くの幼児・初等科教員、特に外国語教諭に利するものとなる。週0.5時間の時間外手当に相当するこの手当は、13名の教員に支給されることになる。年総額は約160万円となる。

d) 仏在外教育庁通達515号（2017年2月8日）に基づいた新規採用職員の等級決定基準の改正

本項は、賃金一覧表に規定された等級を付与決定する際に、仏教育省正教諭かそうでないかの区別をなくすことを目的とする。この等級決定の新基準は正教諭資格試験ではなく、資格免状に基づくことになる。この変更は人事委員会で承認された。この改正は、2022年新学期から現地雇用採用職員に適用されることになる（2021年新学期採用の職員は、この改正事項の承認前に作成された雇用内定書を受け取っているからである）。新しい規定は遡及して在籍職員に適用されることはない。総務・経理部長は、これは採用時の賃金等級決定に係るものであると説明する。10年以上の勤続年数をもつ非正規教員は、今まで5等級の付与を限度としていたが、正教諭は仏教育省の指数にしたがって分類され、賃金表の15等級までいくことも可能であった。今後は、勤続年数が等級を規定するため、資格免状にしたがって、全員が同じように位置付けられる。

教職員代表は、この等級決定基準の改正により、本校にすでに在籍している非正規教員の賃金等級も変更されるのかどうか尋ねる。総務・経理部長は、これは採用時の等級決定にのみ適用されると答える。

e) 賃金一覧表

教育指導官の職務は、教務課の所属長として、また仏在外教育庁 - 東京国際フランス学園間協定にあるように経営陣の一員として、今後「事務職員：事務」のカテゴリーに入ることになる。その他、二つの変更事項が人事委員会で提案されたが、承認されなかった。

f) 教員の必須業務の記載

暗黙の了解とされる状況から脱却するため、これらの必須業務が就業規則に記載される。内容はフランスで実施されている必須業務と同様である。

g) 出席管理ソフトを利用した幼児・初等科及び中・高等科教員の勤怠管理システムの導入

日本の労基法ではタイムカード等で勤怠管理を実施することが義務づけられている。本校の非教員である職員についてはすでに実施されているが、教員についてこれを実施することは、授業以外の勤務時間が変動的であることから不可能であった。

本校の法務コンサルタント、労働基準監督署及びその担当者に諮問、同意を得た後、教員が使用する生徒出席管理ソフトを教員の勤怠管理とみなすことが取り決められた。この提案は初めて人事委員会に提出され、説明がなされた。またこの時の議事録は通常通り全職員に配布され、次の人事委員会で承認された。

よって、本校は法律を遵守できることになる。

h) 新規雇用契約書の条文 8 条 2 項の変更（2021 年 4 月 22 日人事委員会）

今後、1 年の契約期間をもつ職員には、採用の期日にかかわらず夏期の 2 ヶ月について給与が支払われることとなった。今までは、学年度の途中で契約した職員にはこれが支給されていなかった。年度途中で 1 年契約で採用される職員はほとんどいないため、これに該当する職員はごくわずかとなる。

i) 在宅勤務規程の承認（感染危機等の場合を除く）

この規程については年間を通して検討が行われた。人事委員会で承認された本規程は法務コンサルタント及びアンスティチュ・フランセの協力によって作成された。この規程は日本政府によるテレワーク推奨の呼びかけに答えるものになっており、学校側の需要を考慮した上で、所属長の同意の下、来年度から事務職員のみにも適用されることになる。

j) 休憩に関する労使協定書の改正と就業規則への記載：60 分の休憩時間を 11 時から 15 時 30 分の間にとるものとし、職員の同意書により 45 分の休憩をとることも可能とする。

この休憩時間に関する労使協定書に加えて、就業規則にも同様にこの方式を記載しなくてはならないことが明らかとなった。これらは職員の利益となるようより柔軟な方式に改正されている。

長官は校長に説明が詳細で明瞭であったと謝意を述べる。

保護者代表はこれらの措置が学費に与える影響はどのようなものかと尋ねる。総務・経理部長は、これらは一時的で個々に関する措置であることから、20 億円に上る学校予算からみると取るに足らないと答える。

保護者代表から、養育手当になぜ 21 歳未満という上限があるのかという質問が出される。総務・経理部長は、これはフランスで実施されているシステムに由来するもので、年間の就学証明等が必要となる。

仏在外教育庁長官は、これらの修正措置全体について採決をとる。

反対：0 棄権：0

全会一致で承認される（投票者 11 名）。

9. 仏在外教育庁-東京国際フランス学園協定書の更新（2021年 - 2026年版）についての報告

本協定書は、東京国際フランス学園と仏在外教育庁の関係性及びその統治を規定した主要な文書であるが、変更はされない。両者に共通の規定事項は更新されているが、東京国際フランス学園に関する規定に変更はない。

この協定書が理事会の招集メールに添付されなかったことについて校長が謝罪、後日早急に送付すると述べる。

後日、協定書に目を通した保護者代表から、決議機関である幼児・初等科学学校管理評議会に、現在仏大使館の代表はいないとの指摘があった（協定書にはこれが規定されている）。保護者代表は、協定書に例外を規定する変更文を定める可能性を検討するか、または他の解決方法を提案するよう要請する。

9. 質疑応答

教職員提出質疑

1. リセのTシャツやポロシャツはもう配布されていない。少額だとしても、その費用が依然として学費に含まれていることには正当な理由があるのか。

厳密に言えば、これらの費用は実際は学費に含まれていない。配布されなかったのは今年のみで、将来的に配布が中止となったわけではない。ただ浪費を避けるため、以前ほど定期的に配布をしないことを検討中である。

在日フランス人選挙区選出議員フランソワ・ルーセル氏は、保護者であった時代の月末のやりくりの苦しさについて述べ、この予算が使われない場合はその旨報告してほしいと要請する。というのも当時はこの費用は学費に含まれていると言われていたからである。

本年度使われなかった費用は、運営資金にまわされたと校長が説明する。

2. 経営陣が提案した賃金一覧表では、教員資格試験が考慮されなくなっており、当然人件費の増加が引き起こされる（よって、学費が上昇する可能性がある）。この人件費増加がどの程度なのか提示してもらえないか。

校長は、この改正によって人件費が上がるわけではないと答える。

3. 日本では、教員となるために教員免状を取得し、場合によっては教員試験を受けなければならない。公立学校では教員試験に合格した者のみが教員となることができる。経営陣（すべての教科において、すべての教員の資質や専門知識を評価する能力を有していない）は、どのような客観的な基準をもって、今まで教職についたことのない（または、教員免状なしでごくわずかの経験しかない）人間が、子供を相手に教員職を十分に務めることができると判断できるのか（ましてや、最高の教育を提供していると主張している学校において）。

現地雇用職員の採用は、現地雇用職員採用委員会での検討を経て行われると校長が説明する。ここで志願者との面接及び提出書類の検討が行われ、採用の序列が決められる。これが仏在外教育庁管轄学校で実施されている方式である。採用者については、正教諭いかににかかわらず、仏在外教育庁の研修制度を利用できることになる。

4. 物理・化学の授業のために IT 機器を購入することがデジタル通信委員会で議題とされたが、これは IT 部署が関与することなくすべてが決定した後のことであった。そもそもこの部署は、前回の理事会で、電話やメールが監視されていると経営陣がほめかしたことにより困難な状況にある。同様に、経営陣がリセの職務用ネットワーク上で私的なパソコン利用をしている（情報処理規則で禁止されている）ことや、今まで常にそうであったように、IT 部門に関係のある業務等について一貫して連携することがなくなったことなどで、この部署は信用を落としている。

これほどまでに情報処理部門の評判を失わせようとするほど、またすべてのセキュリティ管理を免れようとするほど、経営陣は以前にこの部署からその種の行為をされたことがあったのだろうか。

こういった管理状況やそこから生じる不具合等のため、技術職員は辞任届を提出した。

我々は、経営陣に対し、この部署及び担当職員の信用を失わせることをやめるよう要請するとともに、後任者には以前にあった信頼関係を回復させてもらいたいと願うものである。

校長は質問に答えるため、以下のことを説明する。

- 前回理事会で答えた内容は、現職の情報処理部門を指したものでは決していない。
- 経営陣は信頼の下に情報処理部門と業務にあたっている。その証拠に、代理情報処理責任者は 3 回にわたって契約更新され、毎週、経営陣と建設的でスムーズなミーティングを行っている。
- 情報処理部門の任務の複雑さはここに提示された内容にとどまらない。
- 経営陣は、昨年自分で購入したパソコンを使用しており、これはリセのサーバー（事務・教育用）と接続されておらず、情報処理責任者の同意を得て、リセの WIFI のみを使用している。これは情報処理規則に違反するものではない。
- 情報処理技術者は契約更新を望まなかったが、その理由は口頭また文書で事務局に説明があった。そしてそれはここで述べられた理由とは何の関係もない。
- 以前にあった信頼関係とはいつのことをいっているのかと校長が尋ねる。なぜなら、これは非常に主観的な記述であり、双方が同意見とは限らないからである。

保護者代表の一人が、情報処理規則には個人のパソコンをリセのサーバーに接続するための手続方法等が記載されているのかと尋ねる。校長は、本校の職員は皆個人的な情報機器をリセの WIFI に接続することが許可されており、職員はそのことを承知しているし、再度これを説明することもできると答える。

5. 来年度、少なくともハーフタイム相当の人員投入（教員）が必要な場合には、新規の教員を採用してはどうか。さもなければ、この時間数を補填しなくてはならない教員に時間外手当を支払わなくてはならないからで、学校にとってはより負担が大きくなるからである。

校長は、予定されている通年時間外労働時間（HSA）が、ハーフタイムポストを超える教科はないと答える（担当グループの異論がなければ一つの教科を除いて）。

この返答の後、校長はマリー・ドイランベール中・高等科校長（リセ副校長）及びジル・サンセバスチャン幼児・初等科校長が成し遂げた業務、つまりプランニング、組織編成、各調整業務、教育政策の確立、生徒のフォローアップ等、目立つことが少ないが非常に重要な業務を複雑な状況で取り組み成し遂げたことに感謝の意を示す。仏在外教育庁長官も同様の賛意を表す。

保護者提出質疑

1. 2019 年－2020 年度の授業料未払い

2020 年度末、10 名の生徒保護者が 3 学期の授業料の全額を支払うことを拒否した。これらの保護者は 3 学期の授業料について 30%の減額を要求していた。関連生徒は、それでも 2020 年－21 年度に学校に再登録をすることができた。この状況の正常化についてはどうなっているのか。

校長は、経済的な理由ではなく主義として、4 家族が依然として支払いを拒否していると答える。彼らに対しては取立手続が行われた。校長は、もしも理事会が同意してくれるのであれば、このまま状況が改善しない場合は、これらの家族に対し、2021 年新学期に子供の再登録が行われなくなる旨の文書を送ることを提案する（経済的な問題の場合は、支払分割や支援が可能であると再度説明する）。

保護者代表の一人が、取立手続の進捗状況について尋ねる。総務・経理部長は、手続は現在も進行中で、これまで複数の家族が支払いに応じたと述べる。9 月に法的手続に移ることが予定されており、一般的には家族はそこまでいくことを回避すると言及。

在日フランス人選挙区選出議員ルーセル氏は、このように子供が罰せられることには違和感を覚えるとして、子供の再登録を妨げるべきではないと意見を述べる。

仏在外教育庁長官は、これ自体が目的なのではなく、学校側が規則を喚起し、保護者に子供が被るリスクと彼らの責任を明確に知らせることが重要なのであると述べる。よってこの通達送付に賛同する。

2. 課外活動部門

リセは、課外活動部門における 2020 年 3 月から 8 月までの人件費及び 2021 年 1 月から 3 月までの人件費をすべて負担した。たとえ業務委託指導者の中に厳しい状況にある者がいたとしても、来年度、リセにかかるこれらの負担を抑えるためにどのような政策が考えられるか。実際、この課外活動部門が再び感染拡大による影響を受ける可能性はゼロではない。

校長は、もしも理事会が同意してくれるのであれば、4 月以降と同様の方式でいく予定であると答える。すなわち、業務委託協定の解消を 1 カ月の解雇予告をもって行い、解雇日以降の報酬の支払いを中止するというものである。

3. 給食部門

給食部門で講じられた措置の進捗状況を報告してもらうことは可能か。請求手続、食料品購入システムの改善、職員の組織編成等、前回の理事会以降、進展のあった項目について報告してほしい。

校長は、1 月以降、購買責任者の任命と納入業者の変更にともなって、購買システムが変更され、合理化やコスト削減が可能となったと説明する。請求額には変わりがない。

給食部門の再編成は進行中である。給仕長がこの夏定年退職するが、新たな採用はせず、部署内の再編成により後任者が決まる予定である。全方位型のコンサルティングのおかげで本年度は本部門の再編成を強化することができた。

また、中・高等科生徒用の新しい配膳カウンターが設置され、待ち時間短縮につながった。食券メニューは数を減らして稼働させている。

最後に、仏在外教育庁長官がフランス大使館の代表メンバーに発言を促す。ジャン-バティスト・ルセック公使は、校長と業務協力できた喜びや、彼との仕事を通じて得られた関係性を高く評価すると述べる。また仏大使になり代わって、リセの健全な運営に寄与したすべての人、特に校長に温かい感謝の言葉を伝えるとともに今後の成功を祈願する。

ステファン・マルタン文化参事官は、校長及びそのチームと素晴らしい関係を築けたことに言及し、これも、この夏退任が決まっている仏大使館文化部フランス語担当官のマクサンス・ロバン氏のおかげであると述べる。しかし彼は公共機関の継続性が勝ることを知っている。

仏在外教育庁長官もこれらの感謝の言葉に加わり、来秋こそは東京に来ることができるよう望んでいると締めくくる。

19 時 35 分に閉会となる。

議長 オリヴィエ・ブロシェ